三十七、村忠こと村田忠三郎および珍味の藤田屋こと藤田強に対する件

昭和四十三年(排)第三十一号

排除命令

三重県伊勢市河崎二丁目十三―十一
村忠こと
村田忠三郎

愛知県名古屋市熱田区玉ノ井町六十五番地
珍味の藤田屋こと
藤田強

当委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聯聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、村忠こと村田忠三郎および珍味の藤田屋こと藤田強は、その販売する小売価額二百円の「焼ふぐ」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、同人らは、小売価額二百円の「焼ふぐ」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同人らが、当該商品に過大な容器包装を用い、それが焼ふぐ八枚を包装籠の表面に一重にならべたものに過ぎず、包装籠一杯に詰められたものではなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認することができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、同人らは、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

村忠こと村田忠三郎(以下「村忠」という。)は、肩書地に事務所を置き、観光土産品の販売業を営む事業者であり、珍味の藤田屋こと藤田強(以下「藤田屋」という。)は、肩書地に事務所を置き、観光土産品の製造業を営む事業者である。

藤田屋は、昭和四十一年二月頃から、小売価額二百円の「焼ふぐ」と称する商品(別添写真参照)を製造したうえ、製造所記号NEY総発売元村田忠三郎と標示し、村忠がこれを三重県内の地域に販売している。

当該商品は、縦二十四・七センチメートル、横十七センチメートル、高さ二・四センチメートル(総容積約千七・七立方センチメートル)の合成樹脂の包装籠に詰められ、その包装籠全体は透明なセロハン紙でおおわれており、外見からは、あたかも「焼ふぐ」が籠一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、包装籠には、セロハン紙を幅〇・一センチメートルに切つたものがクッションとして多量に用いられ、それを薄手の茶色の紙で外部から見えないようにおおわれており、そのうえに「焼ふぐ」八枚が包装籠の表面に一重にならべているにすぎない。

よつて、村忠および藤田屋は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤

認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、村忠および藤田屋の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年五月十八日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子


ベルト
ベルト
ベルト